

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税の賦課徴収に関する事務(個人住民税)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、個人住民税の賦課徴収に関する事務住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・特に機微な情報を扱うため、職員及び委託業者においても厳密な管理を行う。
- ・利用するシステムの制限等を厳密にすることにより、人的な要因による事案の発生を極力回避する。

評価実施機関名

宮古島市長

公表日

令和5年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務(個人住民税)
②事務の概要	<p>個人住民税は、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、その税額は、市町村が「確定申告書」、「給与支払報告書」、「市・県民税申告書」、「公的年金支払報告書」等の課税資料を元に決定する。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務には次のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 課税標準の決定又は更正に係る事務 ② 税額の決定又は更正 ③ 個人住民税の減免に関する事務 ④ 障害者控除額の確認 ⑤ 申告・届出等や調査に関する課税事務 ⑥ 情報ネットワーク経由での本人確認情報の照会 ⑧ 賦課決定内容の納税者や年金保険者、特徴事業所への通知
③システムの名称	COKAS-R/ADⅡ(個人住民税システム)、eLTAX(地方税ポータルシステム)、NTAX(国税連携システム)、中間サーバー、THE確定申告V
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第2の27 ・(別表第二における情報提供の根拠) <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に 「地方税関係情報」が含まれている項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 代表(0980)72-3751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課 代表(0980)72-3751

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月5日	II. 1	平成29年12月26日時点	平成30年12月5日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月5日	II. 2	平成29年12月26日時点	平成30年12月5日時点	事後	見直しに伴う変更
平成31年3月8日	IV. 1		基礎項目評価	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 2		十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 3		十分である・十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 4		十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 5		十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 6		十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 7		特に力を入れている	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 8		[○]自己点検[○]内部監査	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 9		十分に行っている	事後	様式変更に伴う追記
令和1年12月20日	I. 1. ③	COKAS-R/AD II (個人住民税システム)、eLTAX(地方税ポータルシステム)、NTAX(国	COKAS-R/AD II (個人住民税システム)、eLTAX(地方税ポータルシステム)、NTAX(国	事後	R1年度新規システム導入に伴う追記
令和1年12月20日	II. 1	平成30年12月5日時点	令和1年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月20日	II. 2	平成30年12月5日時点	令和1年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月4日	II. 1	令和1年12月20日時点	令和2年12月4日時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月4日	II. 2	令和1年12月20日時点	令和2年12月4日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	II. 1	令和2年12月4日時点	令和5年2月10日	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	II. 2	令和2年12月4日時点	令和5年2月10日	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月10日	I. 4. ②	令和2年12月4日時点	令和5年2月10日	事後	見直しに伴う変更